

# 兵庫地方最低賃金審議会

## 第3回兵庫県計量器等製造業最低賃金専門部会

日時：令和6年9月9日（月）15:00～

場所：兵庫労働局16階 第3共用会議室

### 部 会 次 第

#### 1 開 会

#### 2 議 題

(1) 兵庫県計量器等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について

(2) その他（前回の依頼事項に関する説明等）

#### 3 閉 会

# 兵庫地方最低賃金審議会

## 第3回兵庫県 計量器等製造業最低賃金専門部会資料

令和6年9月9日

兵庫労働局労働基準部賃金室



兵庫地方最低賃金審議会  
第3回兵庫県計量器等製造業最低賃金専門部会

資料目次

1	令和6年度版 最低賃金決定要覧（抜粋）	1
2	昭和63年度版 最低賃金決定要覧（抜粋）	3
3	平成元年度版 最低賃金決定要覧（抜粋）	6
4	日本標準産業分類 昭和59年1月改訂（抜粋）	9

令和6年度版

# 最低賃金決定要覧

労働調査会 編

区分	最低賃金年額 (新設発効年月日)	最低賃金 (改正発効年月日)	適用使用者数 (適用労働者数)
兵 庫 鉄 鋼 業 最 低 賃 金 (H2. 2.16)	1,065円 (R5.12. 1)	358 21,420	
兵 庫 県 鉄 鋼 業 最 低 賃 金 (H2. 2.16)	1,065円 (R5.12. 1)	358 21,420	
1 適用する使用者 兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 鉄鋼業 (2) 純粋特殊会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。) 適用する労働者 2 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は軽い業務 ロ 軽易な運搬の業務			
兵 庫 県 は ん 用 機 械 器 具 製 造 業 ・ 生 産 用 機 械 器 具 製 造 業 ・ 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業 最 低 賃 金 (H2. 2.16)	1,035円 (R5.12. 1)	1,691 47,320	
1 適用する使用者 兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) はん用機械器具製造業 (2) 生産用機械器具製造業 (3) 業務用機械器具製造業 (計量器・測定器・分析機器・試験機、測量機械器具製造業、医療用機械器具製造業、光学機械器具製造業、レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において、管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (4) 純粋特殊会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。) 適用する労働者 2 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は軽い業務 ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レタッセル貼り、値札付け、検査又は選別の業務 ハ 塗装におけるマスキングの業務 ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ホ 材料の送給、洗浄、取換え、刻印打ち又は結束の業務 (これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)			

区分	最低賃金年額 (新設発効年月日)	最低賃金 (改正発効年月日)	適用使用者数 (適用労働者数)
兵 庫 県 計 量 器 ・ 測 定 器 ・ 分 析 機 器 ・ 試 験 機 ・ 測 量 機 械 器 具 製 造 業 最 低 賃 金 (H1. 3.31)	1,002円 (R5.12. 1)	57 1,830	
1 適用する使用者 兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業 (理化学機械器具製造業を除く。) (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋特殊会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。) 適用する労働者 2 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、磨き、軽易な運搬又は工具若しくは手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務			
兵 庫 県 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業 ・ 電 気 機 械 器 具 製 造 業 ・ 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業 最 低 賃 金 (H1. 3.31)	1,002円 (R5.12. 1)	719 44,870	
1 適用する使用者 兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2) 電気機械器具製造業 (医療用計測器製造業 (心電計製造業を除く。)) 及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。 (3) 情報通信機械器具製造業 (4) 純粋特殊会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。) 適用する労働者 2 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は軽い業務 ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械 (卓上において行われるものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取換え、選別、部分品の差し、曲げ、切り、穴あけ、組立、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検査、袋入れ、箱入れ、包装、レタッセル貼り又は値札付けの業務 (これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)			

(注) 最低賃金との比較については、7頁の5を参照。

昭和63年度版

# 最低賃金決定要覧

労働省労働基準局賃金福祉部賃金課編

- 各都道府県別の最低賃金
- 労使協定による最低賃金
- 各種賃金関係指標

労働基準調査会

最低賃金の特例 (効力発生年月日)	最低賃金額	適用使用者数(人) 適用労働者数(人)
機械・金属製品等製造業 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	4,240円(533円)。ただし、内燃機関電機部品製造業、民生用電機機械器具製造業又は通信機器用部品製造業に係る部分品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力機を用いて行う組立、はんだ付け、取付け、巻線、かしめその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者については、3,824円(480円)	8,572 266,600
卸売・小売業、飲食店 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 技能習得中に係る次に掲げる者 イ 卸売業に係る雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ロ 小売業又は飲食店に係る雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	(1) 卸売業に係る者については、4,240円(530円) (2) 小売業又は飲食店に係る者については、3,960円(497円)	61,231 404,900
自動車整備業 道路運送車両法第77条の自動車分解整備事業(自動車分解整備に係る業務に従事する者に限る。)を含む。 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	4,203円(525円)	1,332 6,600
塗料製造業(注) 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	4,725円(595円)	35 2,000

(注) 61年春申に基づく新産業別最低賃金である。

最低賃金の特例 (効力発生年月日)	最低賃金額	適用使用者数(人) 適用労働者数(人)
兵庫県 (62.9.30)	3,733円(468円)	140,820 1,603,000
食料品・飲料・飼料製造業 野菜缶詰・果実缶詰・農産物保存食 料品製造業を除く。 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	4,057円(507円)。ただし、手作業による魚介類の洗浄、身出し又は選別の業務に主として従事する者については、3,964円(498円)	2,426 54,100
繊維産業 衣服・その他の繊維製品製造業を除く。 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	3,816円(479円)	1,407 18,300
木材・水製品・家具・装飾品 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	4,206円(527円)	1,482 10,200
出版・印刷・同関連産業 騰写印刷業を除く。 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	4,142円(519円)	1,068 12,300
窯業・土石製品製造業 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	4,217円(529円)	742 16,300

奈良

最低賃金の特例 適用範囲の年月日	最低賃金額	適用使用者数 適用労働者数
<p>件名</p> <p>適用地域</p> <p>申請代表団</p> <p>兵庫県尼崎市塗料製造業最低賃金地域</p> <p>兵庫県尼崎市の区域</p> <p>全日本塗料労働組合協議会</p>	<p>最低賃金額</p> <p>(効力発生日)</p> <p>3,541円(475円)</p> <p>(53.8.25)</p> <p>(注) この最低賃金は兵庫県塗料製造業最低賃金の金額を下まわ るため、兵庫県塗料製造業最低賃金が適用となる。</p>	<p>適用使用者数</p> <p>適用労働者数</p> <p>7</p> <p>1,700</p>

最低賃金の特例 適用範囲の年月日	最低賃金額	適用使用者数 適用労働者数
<p>奈良県</p> <p>(62.11.4)</p> <p>食品・飲料・飼料製造業 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの (3) 清掃、片付け、湯沸かしその他 これらに準ずる軽易な業務に主として 従事する者</p> <p>(62.11.28)</p> <p>繊維産業 製糸業、紡績業、絹・絹織物製造業、 帽子製造業、毛皮製衣服・身の回り 品製造業、その他の衣服・繊維製身 の回り品製造業(和式を含む)及び その他の繊維製品製造業を除く。 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの (3) 清掃、片付けその他これらに準 ずる軽易な業務に主として従事す る者</p> <p>(62.12.24)</p> <p>木材・木製品・家具・装備品 製造業 割ばし製造業を除く。 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主とし て従事する者</p> <p>(63.1.23)</p> <p>出版・印刷・同関連産業 製版業、製本業、印刷物加工業、 印刷業に伴うサービス業及び複写印 刷業を除く。 ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主とし て従事する者</p> <p>(62.12.5)</p>	<p>3,536円(442円)</p> <p>4,015円(502円)。ただし、手作業によるびむき、選別、包 装、袋詰め、びん詰め、洗びん又はレッテルはりの業務に主と して従事する者については、3,761円(471円)</p> <p>3,822円(478円)。ただし、下張り、つづくり又ははげ切り の業務に主として従事する者については、3,600円(450円)</p> <p>4,028円(503円)。ただし、次に掲げる業務に主として従事 する者であって、当該業務に従事した期間が技能習得期間を含 め通算して2年以上のものについては、6,370円(797円) イ 製材の段取り又は木取りの業務 ロ 製材用原木を帯のこ盤又は丸のこ盤(以下「製材用のこぎ り」という。)を使用して所定寸法にひき割る業務のうち、 機械の操作、歩出し又は踵押し業務 ハ 製材用のこぎりの目立りの業務 ニ 製材製品のつち柱及び造作材の格付け選別の業務</p> <p>4,014円(502円)</p>	<p>24,109</p> <p>257,600</p> <p>348</p> <p>6,000</p> <p>1,071</p> <p>13,000</p> <p>872</p> <p>5,000</p> <p>169</p> <p>2,700</p>

平成元年度版

# 最低賃金決定要覧

労働省労働基準局賃金時間部賃金課編

- 各都道府県別の最低賃金
- 労使協定による最低賃金
- 各種賃金関係指標

労働基準調査会

兵 庫

最低賃金の特例 適用範囲の発生年月日	最低賃金額	適用使用者数 適用労働者数
兵 庫 (63. 9. 30)	3,845円(482円)	140,820 1,603,000
食料品・飲料・飼料製造業 水産食品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産 保存食料品製造業、パン・菓子製造業、その他の 食料品製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業を 除く。 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (63. 12. 1)	4,200円(525円)	511 20,400
織 造業、ねん糸製造業、絹・人絹織物業、麻織 物業及びニット製造業(丸編ニット生地製造業及 び靴下製造業を除く。)を除く。 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、洗い又は雑役の業務 ロ 糸繰り、かせ取り、経通し、管巻き、起手、 編立補助、靴下セット、縫製、刺繍、紐製造、 仕上げ補助、検品、包装、荷造カード付け、 染色準備又は下仕事の業務 (63. 12. 1)	3,988円(500円)	1,070 10,900
木材・木製品・家具・装飾品 製造業 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (63. 12. 1)	4,333円(542円)	1,482 10,200
出版・印刷・同関連業 書写印刷業を除く。 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (63. 12. 1)	4,258円(533円)	1,068 12,300
塗 料 製 造 業 * 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (63. 12. 1)	4,900円(615円)	35 2,000

最低賃金の特例 適用範囲の発生年月日	最低賃金額	適用使用者数 適用労働者数
窯業・土石製品製造業 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (63. 12. 1)	4,353円(545円)	742 16,300
機械・金属製品等製造業 電線・ケーブル製造業、電気機械器具製造業及 び精密機械器具製造業(医療用機械器具・医療用 品製造業を除く。)を除く。 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (1. 3. 31)	4,375円(549円)	7,043 187,800
電気機械器具製造業 * 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は軽い業務 ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、 卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これら に準ずる操作が容易な小型機械(卓上におい て行うものに限る。)を用いて行う材料の送 給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲 げ・切り、穴あけ、ねじ合せ、刻印打ち、溶 接、みがき、バリ取り、配線、組線、巻線、 検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、 レッテル貼り又は値札付けの業務(これらの 業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) (1. 3. 31)	4,312円(539円)	1,353 63,100
計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具製造業 * 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、軽い、軽易な運搬又は工具 若しくは部品の整理の業務 ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は 箱入れの業務 (1. 3. 31)	4,336円(542円)	88 3,200



# 日本標準産業分類

分類項目名，説明及び内容例示

昭和59年 1 月 改訂

行政 管 理 庁

2892 金属スプリング製造業.....228

2899 他に分類されない金属製品製造業.....228

**中分類29—一般機械器具製造業.....229**

291 ボイラ・原動機製造業.....229

2911 ボイラ製造業.....229

2912 蒸気機関・タービン・水力タービン製造業(船用を除く).....229

2913 はん用内燃機関製造業.....230

2919 その他の原動機製造業.....230

292 農業用機械製造業(農器具を除く).....230

2921 農業用機械製造業(農器具を除く).....230

293 建設機械・鉱山機械製造業(建設用・農業用・運搬用トラクタを含む).....231

2931 建設機械・鉱山機械製造業.....231

2932 トラクタ製造業.....231

294 金属加工機械製造業.....231

2941 金属工作機械製造業.....231

2942 金属加工機械製造業(金属工作機械を除く).....232

2943 金属工作機械用、金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く).....232

2944 機械工具製造業(粉末や金業を除く).....232

295 繊維機械製造業.....233

2951 紡績機械製造業.....233

2952 織機、編組機械製造業.....233

2953 染色整理機械製造業.....234

2954 繊維機械部分品、取付具・附属品製造業.....234

296 特殊産業用機械製造業.....234

2961 食料品加工機械製造業.....234

2962 木工機械製造業.....235

2963 マルパ装置、製紙機械製造業.....235

2964 印刷・製本、紙工機械製造業.....236

2965 鑄造装置製造業.....236

2966 プラスチック加工機械・同附属装置製造業.....236

2969 その他の特殊産業用機械製造業.....236

297 一般産業用機械・装置製造業.....237

2971 ポンプ、同装置製造業.....237

2972 空圧圧縮機・ガス圧縮機、送風機製造業.....237

2973 エレベータ・エスカレータ製造業.....237

2974 荷役運搬設備製造業.....238

2975 動力伝送装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く).....238

2976 工業窯炉製造業.....238

2977 油圧・空圧機械製造業.....239

2978 化学機械、同装置製造業.....239

2979 その他の一般産業用機械・装置製造業.....240

298 事務用・サービスマン用・民生用機械器具製造業.....240

2981 事務用機械器具製造業.....240

2982 ミシン製造業.....240

2983 毛糸手編機械製造業.....241

2984 冷凍機、温度調整装置製造業.....241

2989 その他の事務用・サービスマン用・民生用機械器具製造業.....241

299 その他の機械・同部分品製造業.....242

2991 消火器具、消火装置製造業.....242

2992 弁、同附属品製造業.....242

2993 パイプ加工・パイプ附属品加工業.....242

2994 玉軸受、ころ軸受製造業.....242

2995 ピストンリング製造業.....243

2996 金型、同部分品・附属品製造業.....243

2997 包装・荷造機械製造業.....243

2999 産業用ロボット製造業.....244

各種機械、同部分品製造修理業(注文製造・修理).....244

**中分類30—電気機械器具製造業.....245**

301 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業.....245

3011 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業.....245

3012 変圧器類製造業(通信機用を除く).....245

3013 開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業.....246

3014 配線器具・配線附属品製造業.....246

3015 電気溶接機製造業.....247

3016 内燃機関電表品製造業.....247

3019 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む).....247

302 民生用電気機械器具製造業.....247

3021 民生用電気機械器具製造業.....247

303 電球・電気照明器具製造業.....248

3031 電球製造業.....248

3032 電気照明器具製造業.....248

304 通信機械器具製造業.....249

3041 有線通信機械器具製造業.....249

3042 無線通信機械器具製造業.....249

3043 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業.....250

3044 電気音響機械器具製造業.....250

3045 交通信号保安装置製造業.....251

3049 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業.....251

305 電子計算機・同附属装置製造業.....251

3051 電子計算機・同附属装置製造業.....251

306 電子応用装置製造業.....252

3061 X線装置製造業.....252

3062 ビデオ機器製造業.....252

3069 その他の電子応用装置製造業.....252

307 電気計測器製造業.....253

3071 電気計測器製造業(工業計器を除く).....253

3072 工業計器製造業.....253

308 電子機器用・通信機器用部分品製造業.....253

3081 電子管製造業.....253

3082 半導体素子製造業.....254

3083 集積回路製造業.....254

3089 その他の電子機器用・通信機器用部分品製造業.....254

309 その他の電気機械器具製造業.....255

3091 蓄電池製造業.....255

3092 一次電池(乾電池、蓄電池)製造業.....255

3099 他に分類されない電気機械器具製造業.....255

**中分類31—輸送用機械器具製造業.....256**

311 自動車・同附属品製造業.....256

3111 自動車製造業(三輪・二輪自動車を含む).....256

3112 自動車車体・附属車製造業.....256

3113 自動車部分品・附属品製造業.....257

312 鉄道車両・同部分品製造業.....258

3121 鉄道車両製造業.....258

3122 鉄道車両用部分品製造業.....258

313 自転車・同部分品製造業.....258

3131 自転車・同部分品製造業.....258

314 船舶製造・修理業、船用機関製造業.....259

3141 鋼船製造・修理業.....259

3142 船体ブロック製造業.....259

3143 木船製造・修理業.....259

3144 舟艇製造・修理業.....259

3145 船用機関製造業.....260

315 航空機・同附属品製造業.....260

3151 航空機製造業.....260

3152 航空機用原動機製造業.....260

3159 その他の航空機部分品・補助装置製造業.....261

319 その他の輸送用機械器具製造業.....261

3191 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業.....261

3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業.....261

**中分類32—精密機械器具製造業.....263**

321 計量器・測定器・分析機器・試験機製造業.....263

3211 一般長さ計製造業.....263

3212 体積計製造業.....263

3213 はかり製造業.....263

3214 温度計製造業.....264

3215 圧力計、液量計、液面計等製造業.....264

3216 精密測定器製造業.....264

3217 分析機器製造業.....264

3218 試験機製造業.....265

3219 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機製造業.....265

322 測量機械器具製造業.....265

3221 測量機械器具製造業.....265

323 医療用機械器具・医療用品製造業.....266